

# 「学校いじめ防止基本方針」

安曇野市立明北小学校

## 1 いじめの定義と基本的な考え方

『いじめ』とは、児童生徒に対して、当該児童が在籍する学校に在籍しているなど当該児童と一定の人間関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（平成25年施行いじめ防止対策推進法より）

上記の考えのもと、全ての教職員が「いじめはどの子どもにも、どの集団においても起こりうるものであり、だれもが被害者にも加害者にもなる可能性がある。また、いじめを受けた子どものみならず、いじめを行った子ども、観衆としてそれをはやし立てたり、傍観者としてこれを見てみぬふりをしたりした子どもを含むすべての子どもの心身の健全な発達の大きな妨げとなる。」という共通認識にたち、全校児童がいじめのない学校生活を送りいじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応を行うことができるように「学校いじめ防止基本方針」を定める。

いじめ防止の基本姿勢は下記のとおりである。

- ① いじめは絶対に許さない、見過ごさない学級・学校づくりに努める。
- ② 児童が自己有用感を感じたり、自己肯定感を高めたりすることができる機会を設けるように努める。
- ③ 児童・教職員の人権感覚を高め、校内の温かな人間関係を築く。
- ④ いじめの早期発見のために様々な手段を講じる。
- ⑤ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく、保護者・地域・各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。

## 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

### (1) 生徒指導いじめ対策委員会

いじめに関する内容と不登校に関する内容を分け、よりスムーズに事案に対して動けるようにする。生徒指導いじめ対策委員会は、学期に1回、いじめに関するアンケートを集計した後に行う。それ以外は、必要に応じて開催する。

### (2) 職員会議での情報交換及び共通理解

毎回の職員会議で、配慮を要する児童に関わる事案について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

## 3 いじめ未然防止のための取組

### (1) 学級経営の充実

- ・ どの子にもわかる・できる授業の実践を心がける。授業後のまとめとふり返りを大切にし、基礎学力の定着を図る。
- ・ hyper-QUを全学年で実施し、児童の実態を十分に把握してよりよい学級づくりを心がける。

### (2) 人権教育と道徳教育の充実

- ・ 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感や自尊感情、他者理解を高めていく。
- ・ 人権教育全体計画に沿って、各教科等の学習と関連させながら、思いやりの心や助け合いの心を育てていく。

### (3) 委員会企画や縦割り活動等の交流活動の実施

- ・ 各委員会が全校での交流を企画し、年間を通して実施する。
- ・ 縦割り班活動で、異年齢とのかかわりや協力することを学ぶ。

### (4) インターネット等のいじめに対する対策

- ・高学年を対象にメディアリテラシー教育講演会を実施する等、使い方やマナー・モラル教育を行う。
- (5) 保護者や地域の方への働きかけ
- ・P T Aの各種会議や学級P T A等において、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。

#### 4 いじめ早期発見の取組

- (1) 日常活動を通じた早期発見
- ・児童の表情を観察したり、声がけをしたりする、共に過ごす時間の確保。
  - ・日記やノート指導を通じた対話による児童の気持ちの変化の把握。
  - ・連学年会等での情報交換。
- (2) 相談体制の整備
- ・1・2学期に1回ずつ、ほかほか旬間を設け、担任と児童一人一人が話し合う時間をとる。相談時間は1人5分程度とし、必要であれば別に時間を取って、さらに詳しく話を聞く。
  - ・1・2学期に1回、学校生活に関するアンケートを行い、児童の人間関係や悩みを把握する。
  - ・児童や保護者がいつでも相談できるように、相談窓口（教頭）を周知する。

#### 5 いじめに対する早期対応

- (1) いじめがあった場合は、生徒指導いじめ対策委員会を開き、対応を協議する。
- (2) 事実確認と事実関係の整理
- (3) いじめをやめさせ、いじめられた児童・保護者に対する支援
- (4) いじめた児童への指導と保護者への助言
- (5) いじめが起きた集団への指導
- (6) 必要に応じて、関係機関（警察、児童相談所等）との連携体制構築

#### 6 重大事態への対応

いじめ防止対策推進法に規定する下記のような重大事態が発生した場合は、いじめられた児童を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- 児童が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に報告、調査
- ※ その他、児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

##### 学校の対応

- (1) 重大事態が発生した場合、学校の設置者に速やかに事案発生を報告する。
- (2) 事案発生直後に教職員の共通理解を図り、速やかに生徒指導いじめ対策委員会を中核とし、対応チームを組織する。
- (3) 関係児童への事実確認と関係児童の保護者への迅速な連絡、連携した支援・指導を行う。
- (4) 関係機関等（警察・医療・消防・教育委員会・P T A等）への緊急連絡と支援の要請、連携体制を構築する。
- (5) いじめられた児童の安心・安全の確保
- (6) いじめた児童への指導